

令和3年度介護報酬改定における 経過措置終了

* 令和5年度末に経過措置を終了する
介護報酬改定事項

経過措置を設けた令和3年度介護報酬改定事項一覧

別紙1

名称	対象サービス	経過措置の概要
感染症対策の強化	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
業務継続に向けた取組の強化	全サービス	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス ※無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。
施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実	施設系サービス	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
事業所医師が診療しない場合の減算（未実施減算）の強化	訪問リハビリテーション	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に、例外として、一定の要件を満たせば、別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと、リハビリテーションを提供することができる（未実施減算）。その要件のうち別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予期間を3年間延長する。

※経過措置期間の終了予定日は全事項とも令和6年3月31日

令和5年度末で経過措置を終了する 介護報酬の改定事項について

令和3年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省HP）



令和3年度介護報酬改定において、以下に掲げる7つの改定事項については、令和5年度末（令和6年3月31日）までに経過措置が終了する予定です。

当該経過措置の終了まで約6ヶ月となっておりますので、運営基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

1 感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。

7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を延長。

2 業務継続に向けた取組の強化

業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

4 高齢者虐待防止の推進

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを運営基準に規定。

令和5年度末で経過措置を終了する介護報酬の改定事項について（一覧）

1 感染症対策の強化

対象：全サービス

- 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の内容を義務化。
- ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、**訓練（シミュレーション）の実施。**
 - ・その他サービスについて、**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。**

2 業務継続に向けた取組の強化

対象：全サービス

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の内容を義務化。
- ・業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、**訓練（シミュレーション）の実施等。**

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

対象：全サービス

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から以下の内容を義務化。
- ・介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、**介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。**

4 高齢者虐待防止の推進

対象：全サービス

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から以下の内容を義務化。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するための**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。**

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

対象：施設系サービス

- 口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させる観点から以下の内容を義務化。
- ・口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、**基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。**

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

対象：施設系サービス

- 栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から以下の内容を見直し。
- ・「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、**各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない**」ことを運営基準に規定。

7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

対象：訪問リハビリテーション

- 訪問リハビリテーションについて、リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療せずに「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療等した場合に適正化（減算）した単位数で評価を行う診療未実施減算について、事業所の医師の関与を進める観点から以下の内容を見直し。
- ・事業所外の医師に求められる「**適切な研修の修了等**」について、**適用猶予措置期間を延長。**

1.感染症対策の強化

- 感染対策委員会の定期開催＋周知徹底
 - 施設系サービス 1回以上/概ね3月
 - その他 1回以上/概ね6月
- 指針の整備
 - 平常時の対策
 - 発生時の対応
- 研修の実施
 - 施設系サービス 2回以上/年
 - その他 1回以上/年
- 訓練の実施
 - 施設系サービス 2回以上/年
 - その他 1回以上/年

感染症対策の強化について 感染対策委員会の定期開催・周知徹底

委員会の目的

- 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- 決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる。
- 施設における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。
- 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

委員会の構成

- 感染対策の知識を有する者を含み、組織の全体をカバーできるよう、幅広い職種により構成
- 特に、感染対策の知識を有する者については、外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましく、施設の実態に合わせて、メンバー構成の検討が必要

表 1 委員会のメンバー構成の例

施設長	施設全体の管理責任者
事務長	事務関連、会計関連を担当
医師	検査・診断・治療等、専門的知識の提供を担当
看護職員	看護ケア等、専門的知識の提供と同時に生活場面への展開を担当 可能であれば複数名で構成
介護職員	介護場面における専門的知識の提供を担当 各フロアやユニットから 1 名、デイサービス等の各併設サービスの代表者 1 名ずつ等
栄養士	栄養管理、抵抗力や基礎体力維持・向上
生活相談員	入所者からの相談対応、入所者への援助 入所者の生活支援全般にわたる専門的知識の提供を担当

感染症対策の強化について 指針の整備

目的

- 介護施設・事業所としての理念、考え方や方針を明確に示す

役割

- 施設全体の考え方の共通化
- 実際の場面での判断や行動に役立つ情報源

内容

- 平常時の対策
- 発生時の対応

参考

- 介護現場における感染対策の手引き 第3版
[【第3版】介護現場における感染対策の手引き\(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)
- 感染症マニュアル概要(施設系) [【第3版】感染症マニュアル概要版 施設系\(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)
- 感染症マニュアル概要(通所系) [【第3版】感染症マニュアル概要版 通所系\(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)
- 感染症マニュアル概要(訪問系) [【第3版】感染症マニュアル概要版 訪問系\(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

感染症対策の強化について

定期的な研修・訓練の実施

目的

- 委託先の職員も含め、勤務するすべての職員が策定した指針やマニュアルに記載された感染症対策の知識を共有することにより、事業所が一体となって感染症予防の対策をとる

研修の実施

- 年1回以上実施。また、新規採用時には感染症対策研修を実施することが望ましい。
- 研修実施内容については記録することが必要

訓練の実施

- 年1回以上実施
- 実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について確認をする
- 事業所内の役割分担の確認や、感染症対策をした上でのケアの演習などを実施する

参考

- 介護職員にもわかりやすい感染症対策の動画まとめページ

[介護職員にもわかりやすい感染症対策の動画をまとめたページ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

定期的な研修・訓練により、常に最新の知識習得を図るとともに、知識定着を図ることが大切

介護現場における感染対策の手引き等について

- 社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場に必要な感染症の知識や対応方法など、介護現場における感染対策力の向上を目的に、「介護現場における感染対策の手引き（第1版）（令和2年10月1日付け）」等を作成。その後、新型コロナウイルス感染症に係る動向や令和3年度介護報酬改定事項等その他所要の見直しを行い、令和3年3月に第2版を公表。
- 介護職員の方においては、日常のケアを行う上での必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用が可能。

こちらのリンクから
閲覧できます！

介護現場における感染対策の手引き【第2版】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

(第2版として令和3年3月9日時点の取りまとめ。今後、感染症の病状・検査・治療等の変化に応じて見直し予定)

❖ ポイント

介護職員等が、感染症の重症化リスクが高い高齢者等に対して介護保険サービスを安全かつ継続的に提供するため、さらには職員自身の健康を守るため、感染対策の知識を習得して実践できるように、

- ✓ 着実な感染対策を実践できるよう基礎的な情報から、
感染症発生時におけるサービス提供時の注意点等を掲載
- ✓ 感染管理体制を整備するために必要な基礎的な情報から
感染管理体制の在り方および感染症発生時の対応等について掲載

❖ 主な内容

「第1章総論」「第2章新型コロナウイルス感染症」「第3章感染症各論」「第4章参考」の4部構成

- ・感染症の基礎知識
- ・日頃からの感染対策と感染症発生時の対応
- ・新型コロナウイルス感染症への対応
- ・各種感染症における対応 等

介護現場における
感染対策の手引き
第2版

厚生労働省健康局
令和3年3月

介護職員のための感染対策マニュアル 感染対策普及リーフレット

マニュアル

手引きの概要版として、介護職員向けにポイントを掲載
(施設系・通所系・訪問系ごとに作成)

リーフレット

手洗いや排泄物・嘔吐物処理の手順等をわかりやすく掲載
「見てすぐ実践！」ができるように、ポスターとしても利用可能



2. 業務継続に向けた取組の強化

- 業務継続計画（BCP）の策定 *未策定の場合、減算
- 研修の実施（1回以上/年 + 採用時）
 - * 入所系（2回以上/年 + 採用時）
- 訓練の実施（1回以上/年）
 - * 入所系（2回以上/年）

業務継続に向けた取組の強化 業務継続計画（BCP）の策定

感染症に係る業務継続計画

- 平時からの備え
（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- 初動対応
- 感染拡大防止対策の確立

災害に係る業務継続計画

- 平常時の対応
（建物・設備の安全対策、ライフラインが停止時の対策、必要品の備蓄など）
- 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- 他施設及び地域との連携

業務継続に向けた取組の強化 研修の実施

● 業務継続計画の作成・研修実施についての参考資料

[介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修資料・動画 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】
(※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

✦ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

✦ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



3. 認知症介護基礎研修の受講義務付け

● 無資格者への基礎研修受講義務づけ

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。

新規採用、中途採用を問わず、新たに採用した従業者で、医療・福祉関係の資格を有さない者については、採用後1年を経過するまでに受講させること

※無資格者のいないサービス・福祉用具除く

認知症介護基礎研修 研修の実施

ねらい

認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすること。

対象者

介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所に従事する介護職員等。

研修の義務付けが免除される資格等

- 医師、歯科医師、薬剤師
- 看護師、准看護師
- 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師
- 管理栄養士、栄養士
- 社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士等とする。

（介護保険最新情報Vol.934令和3年3月16日、厚生労働省老健局、各サービス基準、介護サービス、運営に関する基準、勤務体制の確保を参照）

学習 内容

1 認知症の人を取り巻く現状

- 認知症施策の概要(認知症施策推進大綱)

2 具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方

- 基礎となる理念や考え方
- 尊厳の保持、偏見や誤解の解消
- 日常生活・社会生活における意思決定支援とは

3 認知症の人を理解するために必要な基礎的知識

- 認知症の症状と生活や心理への影響
- 症状出現に影響する要因

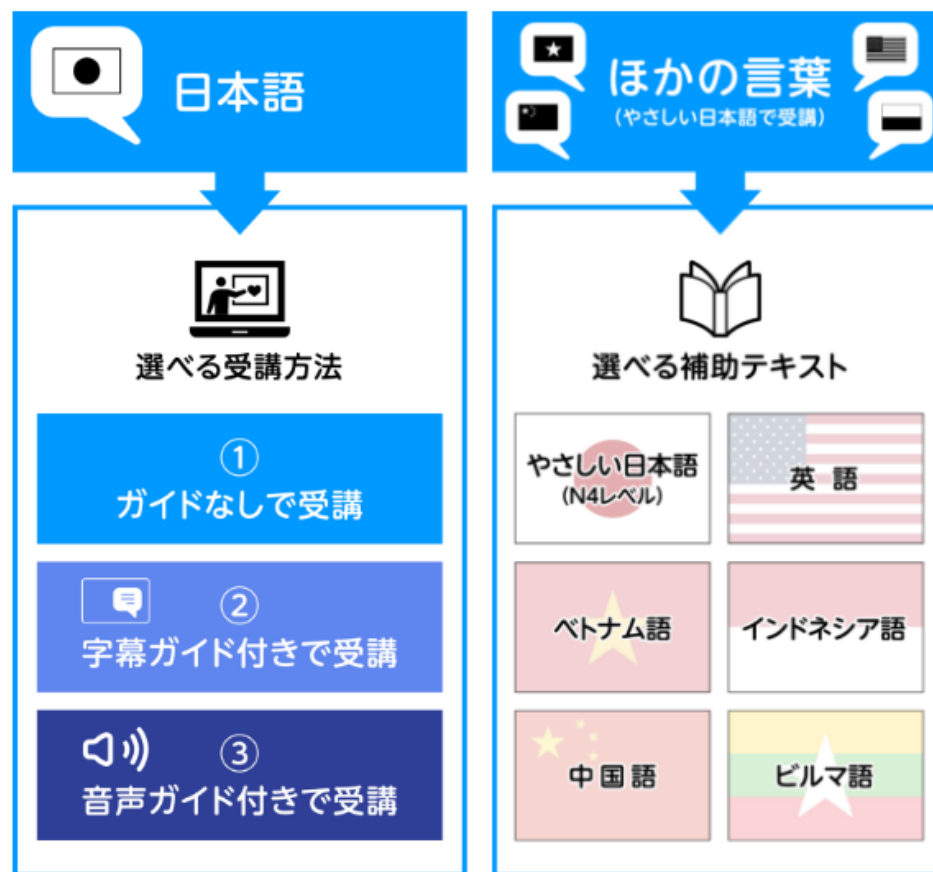
4 認知症ケアの基礎的技術に関する知識と実践上の留意点

- チームケアの観点を含めた基礎的な認知症ケアの方法
- 家族介護者への支援方法

認知症介護基礎研修

eラーニングの障がい者・外国人への対応

- [認知症介護実践者等研修について | 福井県ホームページ \(fukui.lg.jp\)](http://fukui.lg.jp)
- [認知症介護基礎研修 eラーニングのご案内 \(kiso-elearning.jp\)](http://kiso-elearning.jp)



*措置未実施の場合、減算

4. 高齢者虐待防止の推進

- 虐待防止検討委員会の開催(定期的)
- 指針の整備
- 研修の実施
 - 施設系サービス 2回以上/年＋採用時
 - その他 1回以上/年＋採用時
- 担当者の設置

運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

改正の内容

1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

施行期日等

施行日：令和3年4月1日（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける）

高齢者虐待の防止 定期的な研修・訓練の実施

問1 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。

・ [高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

[介護施設・事業所における虐待防止研修 学習者用視聴動画【A】](#) | [調査報告実績](#) | [選ばれる理由](#) | [MS&ADインターリスク総研株式会社 \(irric.co.jp\)](http://irric.co.jp)

[車椅子における座位保持等と身体拘束との関係性についての調査研究](#) | [日本総研 \(jri.co.jp\)](http://jri.co.jp)

[調査報告実績](#) | [選ばれる理由](#) | [MS&ADインターリスク総研株式会社 \(irric.co.jp\)](http://irric.co.jp)

介護現場におけるハラスメント対策マニュアル等の作成

- 介護現場における利用者・家族等による暴力・ハラスメント対策として、ハラスメント対策マニュアル、研修の手引き（管理者向け・職員向け）、職員向け研修動画、事例集等を作成し、厚生労働省のホームページにて公開している。

● 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル



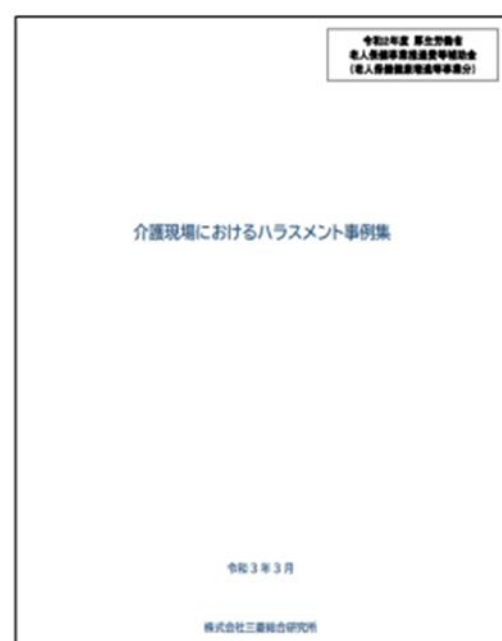
※ 平成30年度老人保健健康増進等事業
（令和3年度老人保健健康増進等事業で改訂）

● 研修手引き（管理者・職員向け）

サービスを提供する前のチェック項目	選択記入欄
例) 介護現場では、何がハラスメントのきっかけや原因になるか、知っていますか。	2
注) 介護現場では、何がハラスメントのきっかけや原因になるか、知っていますか。	
注) 介護現場制度に基づくサービスの提供範囲や契約書・重要事項説明書の内容（サービスの提供範囲の他、ハラスメントに関する取組）を知っていますか。	
注) サービス提供に係る施設・事業所の各種規程やマニュアルの内容を知っていますか。	
注) 適切なケアを行うために必要な、利用者の健康状態を知っていますか。	
注) 適切なケアを行うために必要な、利用者の健康状態に係る情報の収集に努めていますか。	

※ 令和元年度老人保健健康増進等事業
（令和3年度老人保健健康増進等事業で改訂）

● 介護現場におけるハラスメント事例集

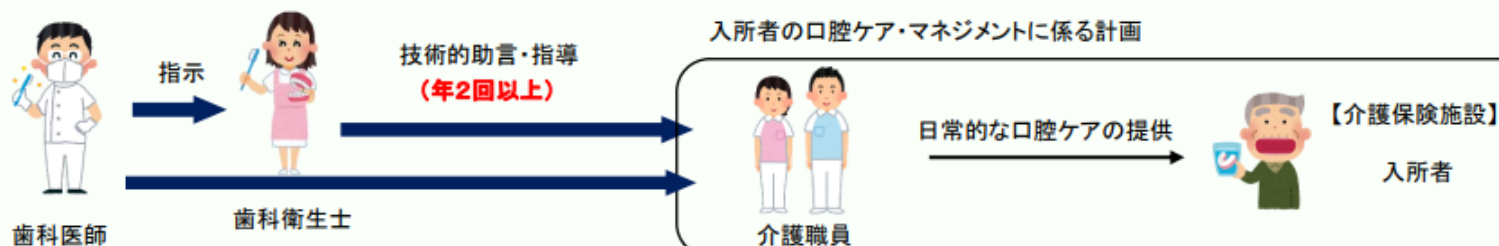


※ 令和2年度老人保健健康増進等事業

5. 口腔衛生管理の強化(施設系サービス)

【口腔衛生の管理】

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を年二回以上実施。



【運営基準】

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

【基準通知】

令和3年度より口腔衛生管理体制加算を本体報酬に包括化したことを踏まえ、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対する口腔衛生の管理について、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものである。

①当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。

②①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。

- イ 助言を行った歯科医師
- ロ 歯科医師からの助言の要点
- ハ 具体的方策
- ニ 当該施設における実施目標
- ホ 留意事項・特記事項

③医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は②の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。

● 新たな様式② (施設)

口腔衛生管理体制についての計画

①口腔衛生管理体制計画の立案

歯科医師等は、介護保険施設における口腔清掃等の実態の把握、介護職員からの相談等を踏まえ、当該施設の実情に応じ、口腔衛生の管理に係る技術的助言・指導を行うこと。

介護職員は、当該技術的助言・指導に基づき、「口腔衛生管理加算 様式(実施計画)」を参考に、以下の事項を記載した口腔衛生管理体制計画を作成すること。

- ア 助言を行った歯科医師等
- イ 歯科医師からの助言の要点
- ウ 当該施設における実施目標
- エ 具体的方策
- オ 留意事項・特記事項

②入所者の口腔の状況の確認

口腔衛生管理体制計画に基づき、介護職員が口腔の健康状態のスクリーニングを行い、入所者の口腔清掃の自立度、口腔の健康状態等について把握すること。スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行うこと。

口腔衛生管理体制についての計画

策定日	令和 年 月 日
作成者	
助言を行った歯科医師等	歯科医療機関
	歯科医師名
	連絡先
助言の要点	<input type="checkbox"/> 入所者のリスクに応じた口腔清掃等の実施
	<input type="checkbox"/> 口腔清掃にかかる知識・技術の習得の必要性
	<input type="checkbox"/> 食事状態、食形態等の確認
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 現在の取組の継続
実施目標	<input type="checkbox"/> 施設職員によるスクリーニング
	<input type="checkbox"/> 施設職員に対する研修会の開催
	<input type="checkbox"/> 口腔清掃の方法・内容等の見直し
	<input type="checkbox"/> 歯科専門職によるスクリーニング、管理等
	<input type="checkbox"/> 歯科専門職による食事環境、食形態等の確認
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 現在の取組の継続
具体的方策 (実施時期、実施場所、 担当者など)	
留意事項、特記事項等	